

ア

2005
平成17年7月
No. 394

広報 いで



井手小学校・多賀小学校で

プール開き

今年もプールの季節がやってきました。

井手小学校では臨海学習で遠泳が出来るようになるために、例年他校より早い6月13日(月)に、多賀小学校は同23日(木)にそれぞれプール開きを行い、児童たちは今年初めての水の感触に歓声を上げていました。
(写真は井手小学校)



2005
国勢調査
平成17年10月1日(土)

photo album

いで

▶ 6月7日(火)、カジカガエル保護友の会(小川俊雄会長)は、老人福祉センター玉泉苑に完成した新しい飼育小屋に、美山町から借り受けた親ガエル、オタマジャクンを放しました。



◀ 6月15日(水)、井手町チャリティーゴルフ大会実行委員会(山田仁大会会長)から『社会福祉に役立ててください』と町に50万円の寄付がありました。

今回の寄付は、6月2日に開催された同実行委員会主催の第9回井手町チャリティーゴルフ大会で寄せられた慈善金が寄贈されたもので、今回で9回目。

町では、この善意の寄付金を社会福祉基金に積み立てて、今後の住民福祉に役立たせていただくことにしました。



◀ 6月22日(水)、多賀小学校(乾秀年校長)の5年生25人が田植えを体験しました。多賀小学校では総合的な学習の時間を利用して4年前から、岡本康隆さん(南部区)の水田約100㎡を借りて、稲作に取り組んでいます。児童らはまず、岡本さんから田植えの手順を教わり、早速素足で田の中に入り、大はしゃぎで田植えを楽しんでいました。植えた苗は、収穫時期の10月まで成長の観察や草刈りを行う予定。

井手町美しい町づくり推進協議会(会長=脇田武勝区長会長)は、6月3日(金)、町内の学校や施設に花苗を配布しました。同協議会は『美しく、そして花いっぱいの町づくり』をめざして、町内施設などに花苗を配布したり、また、町内の美化運動などにも取り組んでいます。この日、メンバーらが大切に育ててきた「サルビア」「マリーゴールド」と「日々草」の苗30ポットを町内の小中学校や保育園、デイサービスセンターなどへ配布しました。



▲ 6月16日(木)、井手小学校2年生10人が役場を訪れ、庁舎内を探検しました。児童たちは最初に会議室で役場の仕事について説明を受けた後、議会棟などを見学し、役場の仕事の内容や町の人口などたくさん質問をしていました。



▲6月12日(日)、恒例のホタルまつりが南部親睦会と南部ゲンジボタルを守る会の共催により谷川ホタル公園で開かれました。南谷川のホタルを通じて自然環境の保護を呼びかけようというイベントで、当日は、たこ焼きやウイナー焼き、飲み物などの模擬店などで会場は大変盛り上がりしていました。恒例のビンゴゲームでは自分の番号が読み上げられるたび一喜一憂しながら楽しんでいました。会場には、竹あんどんが灯され、ホタルとともにムードを盛り上げていました。



▶6月1日(水)、老人クラブのメンバーらが、自らの手で大切に育ててきたじゃがいもを収穫し、福祉施設などにプレゼントしました。老人クラブ連絡協議会(小川俊雄会長)では、生きがい対策として『健康』、『友愛』、『奉仕』をテーマとした活動に取り組んでいます。収穫されたダンボール箱30箱分の“新じゃが”は、デイサービスセンターや町社会福祉協議会をはじめ、近隣市町の老人福祉施設などにプレゼントされました。



◀6月12日(日)、ゆうゆうスポーツクラブ(奥西康人委員長)は、国際センターからの留学生らと自然観察会を行い、城陽市鴨谷から大正池周辺までの約8キロメートルを歩きながら観察しました。アメリカやロシアなどの大学生の参加者たちは、約6時間をかけて途中沢などで昆虫の観察などを行いながら最終地点のグリーンパークに到着しました。

6 月定例町議会の結果

6月定例町議会は、6月20日から30日までの会期で開催されました。今回の町議会では、5人の議員から11件の一般質問が行われ、平成17年度一般会計補正予算(第2回)など6件の議案、9件の報告などが提案されました。

提案された案件は審議の結果いずれも原案可決、または同意されました。今回提案された議案は次のとおりです。

◎提出議案

井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

井手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件

平成17年度井手町一般会計補正予算(第2回)

平成17年度井手町老人保健特別会計補正予算(第2回)

井手町教育委員選任につき同意を求める件

財産取得について同意を求める件

◎報告

専決処分報告について 9件

6月定例町議会で、新しい議長・議会運営委員長が次のとおり、選出・選任されました。(敬称略)

井手町議会

●議長 小川 幸一

●議会運営委員会

●委員長 木田 末治

6月定例町議会で同意されました、町教育委員の方は次のとおりです

井手町教育委員

奥西 康人(南部区)

いでのまちかど



ウオッチング

井手町消防団
操法大会の優勝めざし
猛訓練中



訓練に汗する団員たち

井手町消防団(村田吉男団長)による小型ポンプ操法、ポンプ車操法の訓練が、泉ヶ丘中学校グラウンドを練習場にして行われています。
この訓練は、7月31日(日)に宇治田原町住民グラウンド

町長杯グラウンドゴルフ大会開催

町老連グラウンドゴルフ同好会

6月8日(水)町老人クラブ連絡協議会グラウンドゴルフ同好会(小川俊雄会長)主催のグラウンドゴルフ競技大会が新四郎山グラウンドで行われました。

会場に集まった、59人の参加者たちは、梅雨の晴れ間の暑さにも負けず和気あいあいの中でプレーを楽しみました。



大会の様子

なお、試合結果(一部)は次のとおりです。(敬称略)
優勝 阪田定克(37打)
準優勝 岡田弘子(38打)
3位 平間慶造(39打)
4位 稲見道博(40打)
5位 前田一郎(41打)

で開催される第18回京都府消防協会綴喜支部消防操法大会に向けて、6月1日から毎週月・水・金の3回、午後8時から約2時間行われています。訓練では、出場選手が消防指導員から操法の手順やアドバイスを受けながら、操法取得に汗を流しています。

出場部・出場選手(敬称略)
小型ポンプ操法の部

第1分団第1部

(南区=古川昭義部長)

指揮者・西島寛道
1番員・西島友和
2番員・小岩井純
3番員・中谷忠樹
ポンプ車操法の部
第2分団第3部

(南区=八木保彦部長)
指揮者・寺村勝彦
1番員・八木一馬
2番員・寺村肇和
3番員・大西慎太郎
4番員・谷田晴紀

災害を起こさないまちへ 井手町防災パトロール実施



あいさつをする汐見町長

6月13日(月)、集中豪雨や台風の出水に備え、町内の災害危険箇所(危険度Bランク8カ所)を調査する井手町防災パトロールが実施されました。

このパトロールは、万が一の災害発生に備えてあらかじめ危険箇所の現状を調査し、その予防策や発生時の復旧方法などを検討するために毎年この時期に行われているもの。

当日は汐見町長をはじめ、府山城広域振興局、府山城北土木事務所、府田辺警察署、町消防団、京田辺市消防署井手分署など関係各機関から約30人が参加しました。
パトロールでは、



危険箇所をチェック

洪川の護岸やえん堤の改修状況が報告され、続いて井手小字清水(石垣区)・平山(南区)の民家裏の急傾斜地での改修状況や対策の説明がありました。

パトロール後、汐見町長は「井手町では20年ほど災害による大きな被害は発生していません。昭和28年以降の防災対策、京都府による砂防えん堤整備の成果があると考えています。急峻で山林が多く、天井川で分断されている本町は、災害が起こりやすい地形をしています。今後も可能な限り防災対策に取り組みます」とあいさつをしました。

平成16年度 情報公開制度の 運用状況について

本町では、住民の積極的な参加による開かれた町政を推進するため、平成15年4月1日より情報公開制度を実施しています。平成16年度における運用状況についてお知らせします。

1. 開示請求の件数及び処理状況

(単位：件)

実施機関	請求件数	開示			不開示			取り下げ
		全部開示	部分開示	不開示	存否応答拒否	不存在等		
町長	31	30	29	1	0	0	1	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
水道事業管理者	1	1	1	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	32	31	30	1	0	0	1	0

2. 不服申立ての状況 0件

不審火

に注意しましょう

京田辺市消防本部管内では、今年4月から6月23日までに8件の火災、18件の消防事故が発生し、特に宇治田原分署管内では、不審火と思われる火災が続いています。井手町・井手町消防団・井手分署では、毎月1日に「無火災デー防火パレード」をは

じめ随時パトロール活動などの火災予防啓発を行っています。

家や建物の周りには燃えやすい物を置かないようにしてください。また、ごみなどは決められた場所・時間に出しましょう。

家の周りに燃えやすいものを置かない

ごみは収集日に出す
ポストに新聞紙や郵便物のため

物置や車庫に施錠をする

が好きな人ばかりではありません。楽しく、ペットと共存できるように心掛けることが大切です。

飼主の義務

- 犬の登録、年1回の狂犬病予防注射を必ず行うこと。
- 動物の習性を理解して、正しく飼うこと。
- ふんの後始末は必ず行うこと。
- 犬やねこの繁殖制限に努めること。
- 人に迷惑をおよぼさないように飼うこと。

ペットと生活するうえで、マナーを守ることがとても重要となります。動物

マナーを守って共存

ペットの本能、習性や生理をよく理解して、家族と同様の

犬のフン禁止!



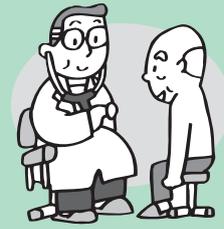
散歩中のフンは後始末をしよう



夜間は街灯を点灯しましょう
*お問い合わせは、井手分署 (82 3000) まで

愛情で、周りの人に迷惑を掛けないように責任を持って飼うことが原則です。毎日のえさ代以外にも、病気の治療や不妊手術などの費用も負担する覚悟を持って正しく飼いましょう。
*お問い合わせは、役場衛生課 (82 2001) まで

保健センターよりお知らせ



献血・骨髄バンクドナー登録にご協力ください

◆7月は「愛の血液助け合い」運動月間です

1年でもっとも暑くなるこの時期は、献血する人が少なく、必要とする人に届ける血液が不足しがちとなりますので血液の安定供給のために、皆さんのご協力をお願いします。また、輸血効果を高め、副作用を軽減するために、400mlの献血をお願いします。

〈献血〉
日時／7月19日（火）午前10時～11時半・午後1時～3時
場所／保健センター
主催／井手町献血推進協議会
会を実施します。〓

日時／7月19日（火）午前10時～11時半・午後1時～3時
献血・骨髄バンク登録会は同日に実施します
場所／保健センター
ドナー資格／18歳～50歳まで

の健康な方。

主催／京都府山城北保健所
受付／7月11日（月）から
7月15日（金）

予約先／京都府山城北保健所
保健室感染症・難病担当

☎0774 21 2911
FAX 0774 24 6215

当日受付もしていますが、準備の都合上、電話又はFAXでご予約ください
登録には受付から終了まで約30分かかります。

薬物乱用は ゼツタイタメ

◆乱用薬物の特徴

依存性がある

1回ぐらいなら、と思つていても薬物の効果がきれると、また、使いたくなり、次第に自分の意思がきかなくなります。また、薬物を手するたため恐喝や強盗、幻覚等による弊害、殺人などの犯罪を起こし、自分だけでなく家族の崩壊、社会生活の破壊を招く要因となります。

フラッシュバックを起こす
乱用をやめ、表面的には普通の生活に戻つたようでもストレスなどの小さなきっかけで幻覚、妄想などの精神異常が再燃します。

薬物乱用による心身の影響
脳を破壊し、多幸感、爽快

感、酩酊、不安や苦痛の除去、幻覚などをもたらします。

薬物乱用は周囲の人から誘われたり好奇心や興味本位で手を染めるケースが多く見られます。「やせられる」「気分が良くなる」などの甘い誘い言葉や覚せい剤を「エス」「ス पीド」などと呼んで乱用薬物とはわからないように誘うこともあります。薬物乱用に對する理解を深め、絶対に手を出さないという自覚が大切です。

平成17年度各種健診 のお知らせのお詫びと 訂正

6月の下旬に、各戸配布により各種健診（検）診のお知らせを、また節目年齢の方に節目健診のお勧めを送付いたしました。が、「胃がん検診」の実施日に誤りがありましたので、次の日程に訂正させていただきます。

〈胃がん検診〉

誤 平成18年1月21日・22日

・23日・24日

正 平成18年2月21日・22日

・23日・24日

ご迷惑をおかけしましたこととお詫びするとともに、訂正をさせていただきます。

*お問い合わせは保健センター
1（82 3385）まで

農業委員会からの お知らせ



農地転用及び売買には、
農業委員会への届出又は
知事の許可が必要です

農地の売買・転用等を行う場合には、農地法の制限があり、事前に許可等を受ける必要があります。

許可：都市計画法によつて市街化区域以外（市街化調整区域）にある農地の転用
届出：都市計画法によつて市街化区域内にある農地の転用
許可等を必要とする主な行為

農地法第3条による許可：農地を農地として売買や賃貸借する場合は、許可が必要となります。

この許可がないと所有権の移転登記ができません。

農地法第4条による許可：届出：自分の農地を自分が転用するとき（自己転用）

農地法第5条による許可：届出：他人の農地を農地以外

のものにすることを目的として売買や賃貸借をする場合
なお、目的によつては許可できないものがあります
農地に関する手続きや相談は地元農業委員または農業委員会事務局（事業部産業課内・82・2001）におたずねください

農地



Q、耕作放棄地も農地法上は農地ですか

A、「農地」とは、「耕作の目的に供される土地」のことであり、一般的には現に耕作されている土地といえます。

しかし、耕作者が病気であることなど何らかの事情で一時的に耕作されていない土地もあります。このような休耕地、耕作放棄地といったような土地は、現に耕作されていないといえませんが、耕作しようと思えばいつでも耕作できるような土地のように、客観的に見えてその現状が耕作の目的に供されるものと認められるものについては「農地」に該当します。

つまり、耕運機やトラクター等を入れればすぐに耕作が可能となる土地は、現況「農地」ということとなります。

井手町地域防災の 連携に関する 検討委員会が発足

災害時の連携の方法などを検討する、「井手町地域防災の連携に関する検討委員会」が6月13日(月)役場で開催されました。

この委員会は、昨年の度重なる集中豪雨や台風の上陸、新潟中越地震などの風水害や地震を教訓として、災害が発生した時の情報収集や伝達、避難の方法や要配慮者への対応などを検討し連携体制を確立する為に発足しました。

汐見町長は「昨年の災害では、多くの方がお亡くなりになりました。特にその6割は高齢者と聞いています。町内でも独居老人や高齢者世帯などの方々が年々増加しています。災害時にどのように避難勧告を決定したり、搬送したりするということについて検討する必要があります」とあいさつ。

今後委員会では、各地域での防災組織の立ち上げについての検討、災害時のハザードマップの作成を行う予定。

今回委嘱を受けた委員の皆さん(敬称略)

井手町地域防災の連携に関する検討委員会

委員長 = 脇田武勝(区長会) 副委員長 = 奥西康人(区長会) 委員 = 小川俊雄(町老連)・山川美昭(民生児童委員)・西島隆三(社会福祉協議会) 村田吉男(消防団)・杉本昌子(食生活改善推進員)



John's Life in IDE

~こんにちは
ジョン・ライスです~

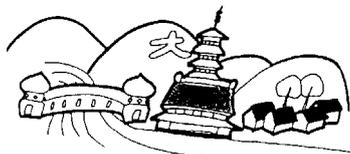


みなさん、お元気ですか。梅雨も終わりに近づき、一気に夏らしい天気になってきました。去年の夏は猛暑だったので、今年はもう少し涼しい夏を希望したいです。日本で6月といえば『梅雨』といって雨の月ですが、今年はカラ梅雨でしょうか。ちなみにアメリカでは学生の夏休みが始まるのがだいたい6月からです。6月から8月の間に夏休みがあり、9月から新学期が始まるのがアメリカの『こよみ』です。

先日、アメリカよりうれしい訪問がありました。家族が井手町に来てくれたのです。家族は私の住んでいる家を見て、日本の家は大きいと感心していました。彼らは私がアパートに住んでいるかと思っていたようで家族全員が入れるか心配していたようでした。アメリカの実家での再会ではなく、私の働いている学校や町、住んでいる家を両親に見てもらうことができうれしか

かったです。両親は25年前、大阪に住んでいたのに日本には慣れていましたが、妹は初めての来日なので観光客のようにしゃべっていました。アメリカ人の私が言うのもおかしいですが、観光をする妹や母の姿を見てとてもパワフルだと思いました。時間が限られているとはいえ、滞在中に京都や奈良の名所を回りきろうとするパワーがすごいと思いました。アメリカには日本のお寺や神社のような古い木造の建築物はあまりありません。さらにアメリカという国が歴史が浅いため日本の有名なお寺や神社のような歴史の古い建造物もありません。清水寺のように釘を一本も使わずに建築したお寺や歴史の深い建築物は外国の人達にとってはとても珍しいものだと思います。京都はそのような建築物が町中に配置されているので外国の人々にとってはとても興味深い町なのだと思います。

私は、帰国の時期も迫っており忙しい毎日を送っていますが、あと約1ヶ月で井手町を離れます。その日まで小学校、中学校、保育園、町のためにがんばりたいと思います。





特別障害給付金制度が始まりました

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の方に対して、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が本年4月1日から施行されました。

▼支給の対象となる方
国民年金の任意加入対象とされていた方で

- (1)昭和61年3月以前に被用者年金制度等に加入（又は受給等）をされていた方の配偶者
 - (2)平成3年3月以前の学生で、当時、任意加入していなかった期間内に障害の原因となった傷病の初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方
- なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象とはなりません。

▼ご注意

請求書の受付は、平成17年4月1日から役場住民課で受付を開始しています。この給付金の支給は請求書を受付した月の翌月からとなりますので、給付金を請求する方は、できる限り早めに請求書を提出してください。

このため、必要な書類等が全て揃わない場合であっても、請求書の受付を行っています。まずはなるべく早く請求書を提出してください。（不足している必要書類等については、後日提出をお願いすることとなります）

▼支給額（平成17年度）

- 障害基礎年金1級相当に該当する方
…月額 5万円（2級の1・25倍）
- 障害基礎年金2級相当に該当する方
…月額 4万円

障害者手帳の等級とは異なります。
●ご本人の所得が一定の額以上であるときは、支給が全額又は半額に制限される場合があります。

- 老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額分を差し引いた額を支給いたします。（その受給額が特別障害給付金の額を上回る場合は、特別障害給付金は支給されません。）
- 経過の福祉手当を受給されている方が特別障害給付金の支給を受けた場合は、経過の福祉手当の支給は停止となります。

*お問い合わせは、役場住民課（82 2001）まで

万灯呂山展望台の夜間閉鎖について

万灯呂山展望台は、山城地域一帯が見渡せる観光名所として人気があり、年々訪れる人が増加しています。

同展望台は、高所にあることから水利もなく、一度火災になれば取り返しのつかないことになるため、展望台には、『火気厳禁』の看板を設置し、夏休み期間中は、夜間パトロールを消防団にお願いしています。

しかし、一部のルールを守らない人たちによる花火やバーベキューなどの行為により、これまで幾度となく消防署や消防団として警察までも出勤されています。中には、パトロールが終わった後に、花火をする悪質な者までいる始末です。

このような状況のなか、同展望台を適切に管理することは限度があるため、次のとおり夜間を閉鎖しますのでご注意ください。

- ◆夜間の閉鎖期間
7月20日（水）～8月31日（水）
- ◆閉鎖時間
●平日 午後5時～午前9時
●土・日曜日 午後10時～午前9時

なお、万灯呂山展望台に限らず、谷川水タル公園などの公園も『火気厳禁』です。

社会を明るくする運動にご協力を

「ふれあいと 対話が築く 明るい社会」
7月1日から7月31日は、「社会を明るくする運動」の強調月間です。

この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。この運動は昭和26年に始まり、今年で55回を迎えます。この機会に、犯罪のない明るい社会を築くために何ができるか、皆さんも考えて

みませんか。

井手地区「社明運動」実施委員会では、7月13日（水）に町内での広報活動に取り組み、玉水駅、山城多賀駅で街頭啓発を行う予定です。

講座・教室

【和太鼓交流教室】

日時／7月12日（火）・26日（火）
／8月9日（火）

いずれも午後7時～9時
場所／自然休養村管理センターホール

【和太鼓教室】

日時／8月13日（土）
午後1時半～3時半

【和太鼓教室（初心者）】

日時／7月16日（土）
／8月6日（土）・20日（土）

いずれも午後1時半～3時半
場所／いずれもいづみ人権交流センター体育館

*お問い合わせは、いづみ児童館（82 4112）まで。

【いづみまなび教室】

《太極拳（入門・初級）》
日時／7月22日（金）
午後1時半～3時

持ち物／運動できる服装・上履き
《大正琴》
日時／7月22日（金）
午前10時～正午

持ち物／大正琴・楽譜
《ペン習字》
日時／7月12日（火）
午後1時半～3時

7月13日（水）に町内での広報活動に取り組み、玉水駅、山城多賀駅で街頭啓発を行う予定です。

《カラオケ》

日時／7月13日(水)・27日(水)

いずれも午後1時半～3時半

- * 各教室の材料費等は自己負担となります。
- * 場所／いずれも、いづみ人権交流センター 研修棟

【人権学習】

日時／7月22日(金)

● 午前11時15分～11時45分

● 午後3時～3時半

内容／人権啓発ビデオ上映「いのち輝くとき」

* お問い合わせは、いづみ人権交流センター () 82 3380) まで

【山吹ふれあいセンター天文台】

日時／7月22日(金)

／8月5日(金)

いずれも午後8時～9時半

場所／山吹ふれあいセンター

● 申込は不要です

● 雨天曇天の場合は中止します

● 夜間の開催になりますので、お子様だけの参加はご遠慮下さい。

* お問い合わせは、社会教育課 () 82 700) まで

【生き生きふれあいサロン】

《演奏会・レクリエーション》

日時／7月14日(木) 午後1時半

場所／賀泉苑

《マグネットづくり》

日時／8月11日(木) 午後1時半

場所／玉泉苑

費用／いずれも200円

対象／いずれも60歳以上の方および障害のある方

* 事前申込が必要です

* 毎月10日発行の「ボランティアバンクだ

より」で、ふれあいサロンの詳しい内容をお知らせします

健康

【機能訓練事業】

日時／7月21日(木)

／8月4日(木)

いずれも午後1時半～3時半

場所／保健センター

対象／40歳以上

【献血】

日時／7月19日(火)

午前10時～11時半・午後1時～3時

場所／保健センター

* お問い合わせは、保健センター () 82 3385) まで

子育て

【わくわく広場】

日時／7月28日(木)

午前9時半～正午

場所／玉泉苑

* 毎月第4木曜日に開催しています

* お問い合わせは、社会福祉協議会 () 82 3499) まで

【乳幼児健康診断】

《2歳半歯科健診》

日時／8月22日(月)

受付：午後1時～1時半

対象／H15・1・1からH15・4・30生まれ

【予防接種・集団接種】

《三種混合ジフテリア・百日せき・破傷風》

日時／7月12日(火)

／8月9日(火)

● 第一期初回は生後6ヶ月から6歳までに3回接種、出来るだけ4歳までに完了してください

● 第一期追加は、初回3回接種完了後、1年～1年6ヶ月の間に1回接種

* 母子手帳と予防票を必ず持参してください

* 「予防接種ガイドブック」は毎回必ず読んでください

* お問い合わせは、保健センター () 82 3385) まで

各種相談

【行政相談・心配ごと相談】

日時／7月25日(月)

／8月1日(月)

いずれも午後1時～4時

場所／玉泉苑

日時／7月11日(月)

／8月8日(月)

いずれも午後1時～4時

場所／賀泉苑

【無料法律相談】

日時／7月25日(月)

午後2時～4時

場所／玉泉苑

* 行政相談・心配ごと相談は、毎週月曜日(月4回 第1・3・4は、玉泉苑、第2は賀泉苑) に開設しています。(第5月曜日と祝祭日にあたる月曜日は開設しません)

* 相談は予約制とします

* お問い合わせは、社会福祉協議会 () 82 3499) まで

場所／賀泉苑
日時／7月29日(金)
午後1時半～3時半

場所／保健センター

【母子の相談・教室】

《育児相談・遊びの広場》

日時／7月20日(水)

／8月10日(水)

いずれも午前9時半～10時半

場所／保健センター

持ち物／母子手帳

《マタニティスクール》

日時／7月13日(水)

いずれも午後1時半～3時半

持ち物／母子手帳・筆記用具

* お問い合わせは、保健センター () 82 3385) まで

【カウンセリング】

日時／7月25日(月)

／8月8日(月)

午前10時半～午後2時

場所／いづみ人権交流センター

* お問い合わせは、いづみ人権交流センター () 82 3380) まで

サマ-コンサート 2005

7/16(土) PM5:00~
谷川ホテル公園

出演 井手町いづみ太鼓左馬・Larks・チャックス・
愛delばんど・sixty four・ヴァージニアユニット
模擬店 ねぎ焼き・焼きそば・ポップコーン等

* お問い合わせは、商工会青年部(TEL82-4073)まで

7月は、多賀地区の水道メーター検針月です。メーターボックスの上に物を置かないで下さい



お問い合わせは82-5700まで

【開館日】 火曜日・日曜日

【開館時間】

4月～9月 午前10時～午後6時

☆7月・8月の休館日

●7月 19・25・28日

●8月 1・8・15・22・25・29日

☆貸出冊数および期間

●図書は1人12冊、2週間
●雑誌は1人5冊、2週間

●視聴覚資料は1人3点、1週間

☆主な新着資料の紹介 7月

◆一般書

「サウスバウンド」 奥田英朗

「夏の吐息」 小池真理子

「絶海にあらす」上・下 北方謙三

「音の細道」 群ようこ

「ソウルで逢えたら」 松岡圭祐

「棟居刑事の白い縦走路」 森村誠一

「初恋の道」

マーク・デイヴィッド・ハットウ

◆児童書

「なつはぐんぐん」 五味太郎

「ねぎぼうずのあさたろつ」 その

5 「ハルばあちゃんの手」 飯野和好

「ゆつたのオオムラサキ」 山中恒

☆7月・8月の図書館行事

「親子で楽しむ紙しばい」 ふりやかよこ

8月13日(土) 午後1時半から

《親子の絵本の会》

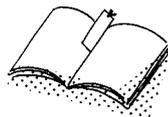
7月16日(土)

午後2時から

《親と子の絵本の会》

7月16日(土)

午後2時から



シリウスの道 藤原伊織

広告代理店に勤める辰村には、25年前から隠し続ける、友との秘密があった。それが今…。広告業界を舞台に展開する長篇ミステリー。『週刊文春』連載。



山古志村のマリと三匹の子犬 桑原眞二

犬のマリは3匹の子どもを産んだその日に、中越地震に見舞われました。閉じ込められた村の中で、16日間を独力で生き抜いた、マリと子どもたちの実話を絵本化しました。ミニ写真集等も収録。



あんよ あんよ ねえ あんよ 長 新太

ゆっくり、ゆっくり、ねえあんよ。カメの赤ちゃんも、おばけの赤ちゃんも、みーんなあんよが大好き。のんびり、ゆっくり、赤ちゃんだもん。ゆったりとしてあたたかいユーモラスな赤ちゃん絵本。



ほしまつりの日 宮川ひろ

山の小学校の1年生は7人。あいこ先生といっしょに、ほしまつりの日にかいた年に1度の願いごと。村のお年よりがみつめるなか、それぞれの子どもたちのおもいをあたたかく描いたお話。



国民年金Q&A

Q、保険料の免除制度とは、どのような制度ですか

A、国民年金には経済的な理由などにより保険料の納付が困難なときに、保険料が免除される免除制度があり、免除には次の2つがあります。

《法定免除》第1号被保険者が障害基礎年金及び1級・2級の障害厚生(障害共済)年金を受けている場合や、生活保護法による生活扶助を受けている場合などは、役場住民課の国民年金窓口へ届け出ることにより、保険料が免除されます。

《申請免除》第1号被保険者が所得が少なく、保険料を納めることが著しく困難な場合に役場住民課の国民年金窓口へ申請します。なお、申請免除には「全額免除」と「半額免除」があり、免除の対象となる所得の基準は希望する免除制度および世帯の構成などによって異なり、半額免除については保険料の半額を納めることとなります。また、全額免除期間は老齢基礎年金の3分の1として、半額免除期間は3分の2として計算されます。

免除を受けた期間から10年以内であれば、保険料を追納することができます。生活にゆとりができたときは追納をお勧めします。

ごみ収集日程表(7月3週~8月2週)

- ★ごみは、朝9時までに出してください。
- ★カン、ビン、ペットボトル、発泡トレー等は中身の見える袋で出してください。
- ★「カセットボンベ缶、スプレー缶」は別袋にして「その他」の日に出してください。
- ★粗大ごみの予約は、収集1週間前までに電話予約(TEL82-2001番)、もしくは衛生課窓口でお申し込みください。
- ※古紙(新聞、雑誌、ダンボールごとに分別のうえ)・紙パックの収集は毎週月曜日(すべての区)となりました。

地区	燃やすごみ	カン	ビン	粗大ごみ	ペットボトル	発泡トレー等	その他
北 区	7月12、15、19、22、26、29日 8月2、5、9、12日	7月14日 8月11日	8月4日	7月21日	7月28日	7月13日 7月27日 8月10日	7月20日 8月3日
南 区	7月12、15、19、22、26、29日 8月2、5、9、12日	7月15日 8月12日	8月5日	7月21日	7月29日	7月20日 8月3日	7月20日 8月3日
石 垣 区	7月11、14、18、21、25、28日 8月1、4、8、11日	7月14日 8月11日	8月4日	7月21日	7月28日	7月13日 7月27日 8月10日	7月13日 7月27日 8月10日
玉 水 区	7月11、14、18、21、25、28日 8月1、4、8、11日	7月15日 8月12日	7月12日 8月9日	7月21日	7月29日	7月20日 8月3日	7月13日 7月27日 8月10日
水 無 区	7月12、15、19、22、26、29日 8月2、5、9、12日	7月14日 8月11日	8月4日	7月21日	7月28日	7月20日 8月3日	7月20日 8月3日
高 月 区	7月12、15、19、22、26、29日 8月2、5、9、12日	7月14日 8月11日	8月4日	7月21日	7月28日	7月13日 7月27日 8月10日	7月13日 7月27日 8月10日
多 賀 全 区 上 井 手 区	7月12、15、19、22、26、29日 8月2、5、9、12日	7月20日	8月3日	7月14日 8月11日	7月28日	7月21日 8月4日	7月13日 7月27日 8月10日

ごみ収集に関するお問い合わせは、役場衛生課(TEL0774-82-2001)まで。

し尿収集日程

収集日	し尿収集区域番号	収集区域
7月12日(火) 8月3日(水)	⑧	北部・西部
7月13日(水) 8月4日(木)	⑨	東部
7月14日(木) 8月5日(金)	⑩	南部(起、平山除く)
7月15日(金)	⑪	上井手、南部(起、平山のみ)
7月19日(火)	⑫	水無・高月、石垣(清水のみ)
7月20日(水)	⑬	玉水
7月21日(木)	⑭	北・南・有王、石垣(府道より西側)
7月22日(金)	⑮	石垣(府道より東側、清水除く)

し尿に関するお問い合わせは、城南衛生管理組合(TEL075-631-5171)まで。

混ぜればごみ、
分ければ資源

分別収集にご協力を



キャップは、必ず
はずして下さい

資源ごみQ & A

Q. ペットボトルはどのようにして出せばいいのですか？

A. ペットボトルを出す時は、『キャップ』を必ずはずしてその他の日に、『ボトル』は中を軽くすすぎ、横方向につぶしてから、各区のペットボトルの収集日に出してください。また、ラベルは出来るだけはがしてください。

飲料等のペットボトルには、イラストのような認識表示マークがついています。このマークがついているもの限り、ペットボトルの日に出すことができます。その際、キャップは必ずはずしてから出しましょう。

(5月20日から6月19日までの届出分・敬称略)

おめでとう！おめでとう！
出産
結婚

住所	赤ちゃん	届出人
多賀	鳥井 奏志	真 希
多賀	寺村 友希	保 義
井手	河本 蓮	誠
井手	木下 賢太	久美子
多賀	木田 昂希	進 一
井手	木下 永遠	佑 介

(5月20日から6月19日までの届出分・敬称略)

住所	夫	妻
井手	野村 悠希	石川 美樹
井手	中西 裕三	レ・キム・ヘン
井手	平原 晃宗	小嶋 純子
多賀	村田 明郷	池谷 かおり



～井手町自然ガイドブックから～

ミヤマクワガタ (深山锹形)

- ◆分類：クワガタムシ科
- ◆分布：日本各地
- ◆季節：7～8月

各地の山地の雑木林などでみられます。関西では平地にも多くいます。雄の大あごや体の大きさは大きな差があります。成虫は6～9月にあらわれます。活動は主に昼間に行われ、樹液に集まったり、灯火に飛んできたりもします。活動していないときは木の根元、落ち葉や倒木の下、木の洞などで休んでいます。幼虫は朽ち木の中で育ち、3年目の夏に成虫として姿を見せます。背面の後ろへ向かった突起が、兵隊の背のう(荷物を入れて背負う袋)に似ているということで、井手町ではヘタイゲンジとも呼んだそうです。

公共施設電話番号一覧

名称	電話番号
井手町役場	0774-82-2001 2160 2237 2468 3290
教育委員会(学校教育課)	0774-82-4333
山吹ふれあいセンター(図書館・社会教育課)	0774-82-5700
いづみ人権交流センター	0774-82-3380
いづみ児童館	4112
保健センター	0774-82-3385
泉ヶ丘中学校	0774-82-2070
井手小学校	0774-82-2119
井手小学校有王分校	0774-82-4412
多賀小学校	0774-82-2112
玉川保育園	0774-82-2153
多賀保育園	0774-82-2225
いづみ保育園	0774-82-4160
環境衛生センター	0774-82-4651
学校給食センター	0774-82-3617
井手町まちづくりセンター椿坂	0774-82-3838
町立デイサービスセンター	0774-99-4318
老人福祉センター「玉泉苑」	0774-82-3499
老人福祉センター「賀泉苑」	0774-82-5059
京田辺市消防署 井手分署	0774-82-3000

まちのカレンダー
(7月12日～8月10日)

住民カレンダー		行事
月日	曜	行事
7/12	火	井手玉川大学(午後1時半～3時、自然休養村管理センターホール) 盆習字教室(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター) 三種混合(受付:午後2時～2時45分、保健センター) 和太鼓交流教室(午後7時～9時、自然休養村管理センターホール)
13	水	マタニティスクール②(午後1時半～3時半、保健センター)
14	木	生き生きふれあいサロン【演奏会・レクリエーション】(午後1時半～、賀泉苑) 健康相談(午後1時半～3時、賀泉苑) ゆづり学べるパソコン教室(午後2時半～5時・午後7時～9時半、いづみ人権交流センター)
15	金	
16	土	I D E ゆうゆうスポーツクラブ(午前9時半～、町内) 初心者のための和太鼓教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター-体育館) 親子の絵本の会(午後2時～、山吹ふれあいセンター) サマーコンサート2005(午後5時～、谷川ホテル公園) I D E ゆうゆうスポーツクラブ【大人の部】(午後7時～9時、山城勤労者福祉会館)
17	日	夏期軟式野球大会(午前9時～、有王住民グラウンド)
18	月	海の日
19	火	献血(午前10時～11時半・1時～3時、保健センター) 出張徴収【北・南】
20	水	育児相談・遊びの広場(午前9時半～10時半、保健センター) トールペイント教室(午前9時半～午後0時半、いづみ人権交流センター)
21	木	機能回復訓練(午後1時半～3時半、保健センター) ゆづり学べるパソコン教室(午後2時半～5時・午後7時～9時半、いづみ人権交流センター)
22	金	大正琴教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) 人権学習(午前11時15分～11時45分・午後3時～3時半、いづみ人権交流センター) 太極拳教室(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター) 天文台公開(午後8時～9時半、山吹ふれあいセンター)
23	土	I D E ゆうゆうスポーツクラブ【アドベンチャー】(午前9時半～、大正池グリーンパーク)
24	日	
25	月	カウンセリング(午前10時半～午後2時、いづみ人権交流センター) 行政相談・心配ごと相談(午後1時～4時、玉泉苑) 無料法律相談(午後2時～4時、玉泉苑) ゆづり学べるパソコン教室(午後2時半～5時・午後7時～9時半、いづみ人権交流センター)
26	火	子育て講座(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) 和太鼓交流教室(午後7時～9時、自然休養村管理センターホール) 出張徴収【多賀】
27	水	
28	木	わくわく広場(午前9時半～正午、玉泉苑) ゆづり学べるパソコン教室(午後2時半～5時・午後7時～9時半、いづみ人権交流センター)
29	金	健康相談(午後1時半～3時、保健センター)
30	土	I D E ゆうゆうスポーツクラブ【水泳教室】(午前9時半～、井手小学校)
31	日	
8/1	月	行政相談・心配ごと相談(午後1時～4時、玉泉苑) 乳児健診(午後1時～1時半、保健センター) 無火災デー防火パレード ゆづり学べるパソコン教室(午後2時半～5時・午後7時～9時半、いづみ人権交流センター)
2	火	
3	水	トールペイント教室(午前9時半～午後0時半、いづみ人権交流センター)
4	木	機能回復訓練(午後1時半～3時半、保健センター) ゆづり学べるパソコン教室(午後2時半～5時・午後7時～9時半、いづみ人権交流センター)
5	金	天文台公開(午後8時～9時半、山吹ふれあいセンター)
6	土	I D E ゆうゆうスポーツクラブ【水泳教室】(午前9時半～、多賀小学校) I D E ゆうゆうスポーツクラブ【アドベンチャー】(午後1時半～、南谷川) 初心者のための和太鼓教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター-体育館)
7	日	
8	月	カウンセリング(午前10時半～午後2時、いづみ人権交流センター) 行政相談・心配ごと相談(午後1時～4時、賀泉苑)
9	火	三種混合(受付:午後2時～2時45分、保健センター) 和太鼓交流教室(午後7時～9時、自然休養村管理センターホール)
10	水	育児相談・遊びの広場(午前9時半～10時半、保健センター)



発行：京都府綴喜郡井手町役場
編集：総務部企画財政課
井手町ホームページ
<http://www.town.ide.kyoto.jp/>
E-mail: idekika@silver.ocn.ne.jp

